

# 評価結果の政策への反映状況報告書

平成 16年 9月 1日現在

政策所管部局	大臣官房秘書課，民事局，刑事局
名称	法制度の整備について（社会経済情勢に即応した基本法制その他の政策所管部局所管の法制度に係る立法作業）＜中間報告＞
評価の概要	<p>平成 15 年度において公布されたものについて，民事関係として          抵当権等の担保物権の内容及びその実行手続を社会経済情勢の変化に対応させ，民事執行制度について権利実現の実効性を確保することを目的とする担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部改正          民事裁判を国民がより利用しやすいものとする等の観点から，司法制度改革の一環として，民事裁判の充実・迅速化を図るため，民事訴訟手続を改善するための民事訴訟法等の一部改正          民事裁判を国民がより利用しやすいものとする等の観点から，司法制度改革の一環として，家庭裁判所の機能の拡充による人事訴訟の充実及び迅速化を図るため，人事訴訟に関する手続について，旧人事訴訟手続法に代わる人事訴訟法の制定が認められる。          国会に提出されたものとして，民事関係としては          破産手続について，その迅速化及び合理化を図るとともに，手続の実効性及び公正さを確保し，利害関係人の権利関係の調整に関する規律を現代の経済社会に適合した機能的なものに改めるための新しい破産法案          株式会社等がインターネットを利用することにより公告を行うことを可能とする電子公告制度を導入するとともに，株式会社等の合併，資本減少等の際の債権者保護手続を簡素化すること等により会社等の運営の合理化及び効率化を図ることを目的とする商法，有限会社法，株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律等の一部改正法案          内外の金融情勢の変化に即応し，株式等の取引に係る決済の合理化を図るため，株式について，振替制度の対象に加えるとともに，株券不発行制度の整備を行うこと等を目的とする社債等の振替に関する法律，商法等の一部改正法案（金融庁と共管）          近年の社会経済情勢の変化等に伴い，社会における情報通信技術の発展への対応の強化や，権利実現の一層の円滑化等を図るための民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法案が認められ，刑事関係としては          組織的に実行される悪質かつ執拗な強制執行妨害事犯等に適切に対処するため，強制執行を妨害する行為等についての処罰規定を整備する犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部改正法案          近年におけるハイテク犯罪の実情にかんがみ，この種の犯罪に対処するとともに，欧州評議会サイバー犯罪に関する条約を締結するため，刑事の実体法及び手続法を整備する犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部改正法案          近年，外国人による凶悪事件が多発するとともに，国境を越えて敢行される犯罪が増加しており，このような事態に有効に対処するため，諸外国との捜査協力を一層推進し，捜査共助の迅速化を図ることが重要であるところ，平成 15 年 8 月，我が国は米国との間における捜査共助の実行性をより一層高める趣旨から，「刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約」に署名しているところ，条約を締結し，国際捜査共助法等の円滑な実施を図るため，国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案が認められる。          ＜評価期間未了＞</p>
評価結果に基づく措置状況	<p>評価期間が未了であることから，基本法制の整備について，平成 16 年度におけるこれまでの取組の状況を「1. これまでに講じた措置の内容及び時期」に，今後の予定を「2. 今後の予定」にそれぞれ記載する。</p> <p><b>1. これまでに講じた措置の内容及び時期</b>          社会経済情勢の変化とこれに伴う破産事件の著しい増加にかんがみ，破産手続の迅速化及び合理化を図り，その実効性及び公正さを確保するため，債権の調査及びその確定の手続，配当手続等の簡素合理化，管轄裁判所の</p>

拡大、破産手続開始前の債務者の財産の保全のための制度の拡充等の措置を講ずるとともに、破産手続における各種債権の優先順位の見直し、破産財団に属しない財産の範囲の拡張、否認制度の整備等の措置を講ずる「破産法」が5月25日可決成立した。

高度情報化社会の進展にかんがみ、株式会社等の経営の合理化を図るため、株式会社等が電磁的方法により公告を行うことを可能にするとともに、合併、資本減少等の際の債権者保護手続を簡素化する等の措置を講ずる「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」が6月3日可決成立した。

内外の金融情勢の変化に即応し、株式等の取引に係る決済の合理化を図るため、社債等の振替に関する法律の適用対象銘柄を株式、新株引受権、新株予約権付社債等に拡大するとともに、株式会社の株券発行コストを削減するため、株式会社が株券を発行しない旨の定款の定めを設けた場合等において株券発行義務を負わないものとする等の措置を講ずる「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律の一部を改正する法律」が6月2日可決成立した。(金融庁との共管)

民事関係手続の一層の迅速化及び効率化等を図るため、民事訴訟手続等における申立て等を電子情報処理組織を用いて行うことを可能とするとともに、簡易裁判所における少額訴訟に関する債権執行制度の創設、民事執行手続における裁判官と裁判所書記官との職務分担の合理化、不動産競売における最低売却価額の売却基準価額への変更、扶養義務等に基づく金銭債務についての間接強制制度の創設、公示催告手続の迅速化等の措置を講ずる「民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案」を平成16年通常国会に提出し、衆議院において継続審議となっている。

組織的に実行される悪質かつ執拗な強制執行妨害事犯等に対処するため強制執行を妨害する行為等についての罰則整備、情報処理の高度化に伴う犯罪(ハイテク犯罪)に適切に対処するとともにサイバー犯罪に関する条約を締結するための法整備等を内容とする「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」を、平成16年2月20日に国会に提出し、現在、継続審議中である。

平成15年8月、我が国は、米国との間における捜査共助の実効性をより一層高める趣旨から、「刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約」に署名し、同条約は同16年5月19日国会において承認されているところ、同条約の批准に向けた国際捜査共助等の円滑な実施を図るための国内法の整備を行うこととし、同年2月20日、国際捜査共助法など関係する法律を改正するなど所要の整備を図るための「国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出した。同法律案は、国会の審議を経て同年6月3日可決成立し、同月9日公布された。

## 2. 今後の予定

今後、平成16年度中に立法作業を予定しているものは、以下のとおり。

### 【倒産法】

具体的内容：特別清算制度等の見直し

### 【民法】

具体的内容：保証制度の見直し及び民法典(第一編から第三編まで)の平仮名・口語体化  
動産・債権譲渡に係る公示制度の整備

### 【信託法】

具体的内容：信託制度を国民に利用しやすくするとの観点からの全面的な見直し

### 【商法】

具体的内容：会社法制(商法第2編、有限会社法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律等)を平仮名・口語体化するとともに、体系的かつ抜本的に見直した上で、新たな法典に再編成

## 3. その他

該当なし

備考